

1 幼稚園・保育園・小規模保育所・認定こども園へ入園を希望されるお子さんの

保護者の皆様へ

幼稚園・保育園・小規模保育所・認定こども園に入園を希望される場合、入園申込みと支給認定申請が必要となります。

この認定制度は、次の区分に応じてお子さんごとに認定を行い、支給認定証を交付するものです。

支給認定証は、各入園希望施設の入園手続きの際に証明書として添付する必要があります。

支給認定証の有効期限は、認定区分ごとの各有効期限までとなりますが、有効期間内であっても次年度の入園申し込みの際には、別途現況届の提出が必要となります。

【認定の区分】

1号認定(幼稚園・認定こども園幼稚園) 幼稚園・認定こども園幼稚園を希望の満3歳以上の小学校就学前のお子さん

2号認定(保育園・認定こども園保育園など) 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前のお子さん

3号認定(保育園・認定こども園保育園など) 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前のお子さん

【認定証の有効期限】

1号の支給認定証 小学校就学前まで

2号の支給認定証 小学校就学前まで

3号の支給認定証 満3歳に達する日の前日まで(以降は2号認定となります)

2 江北町幼児教育センター・永林寺保育園・小規模保育所・(仮称)江北ひかり保育園・町外保育園・町外認定こども園保育園の平成31年度入園申込み・支給認定申請について

(1) 入園申込書・支給認定申請書の配布について

○配布日時:平成30年10月29日(月)～平成30年11月16日(金) ※土・日・祝日は除きます

○配布場所:江北町教育委員会こども教育課

※江北町ホームページからダウンロードすることもできます。

※在園児については、各園を通じて配布します。

※新規に就園されるお子さんについては、上記配布場所にてお受け取りください。

(2) 入園申込書・支給認定申請書の提出について

○申込期間:平成30年11月5日(月)～平成30年11月16日(金) ※土・日・祝日は除きます

○申込方法:入園申込書・支給認定申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて江北町教育委員会こども教育課へご持参ください。

※ 認定こども園保育園については、所在市町村によっては認定こども園保育園への直接入園申し込みである場合があります。予め入園希望の認定こども園保育園へご確認ください。

(年齢区分)

5歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日

4歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日

3歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日

2歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日

1歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日

0歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日

| 施設区分 | 所在地・連絡先 | 年齢 | 配布・提出場所 | 定員 | 通園区域 |
|----------------------|------------------------------|-------|--------------------|----------------------------|-----------------|
| 江北町幼児教育センター 江北幼稚園 | 山口 1153 番地 0952-86-4350 | 3～5歳児 | 江北町教育委員会 こども教育課 | 130名 | 町内 在住者 のみ |
| 江北町幼児教育センター 江北保育園 | | 4、5歳児 | | 在園児のみ | 指定区域 なし |
| 永林寺保育園 | 上小田 2378 番地 0952-86-5271 | 0～5歳児 | | 90名 (10月から101名) | 指定区域 なし |
| (仮称)江北ひかり保育園 | 佐留志 2024 番地 1 | 0～5歳児 | | 132名 | 指定区域 なし |
| 小規模保育所なのはな | 山口 2018 番地 1 0952-86-4317 | 0～2歳児 | | 19名 | 指定区域 なし |
| 町外保育園 | | 0～5歳児 | | 各施設へ お尋ねください | 各施設へ お尋ねください |
| 町外認定こども園 保育園 | | 0～5歳児 | | (原則) 江北町教育委員会 こども教育課 | 各施設へ お尋ねください |

(3) 留意事項

- 現在在園中で、同一施設で継続入園を希望される場合も入園手続きが必要です。
- 町外保育園・町外認定こども園保育園へ入園希望の場合も、江北町教育委員会こども教育課にて入園申し込みが必要です。
- 入園申込み・支給認定申請にあたっては、必要な市町村民税の情報(同一世帯の者も含む)や世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づいて決定した利用者負担額(授業料又は保育料)について、各入園希望施設に対して提示することに同意していただく必要があります。
- 申請審査結果は次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから2月にお知らせします。

(4) 江北幼稚園への入園を希望される保護者の皆様へ

申請書はこちらをクリックしてください→<http://www.town.kouhoku.saga.jp/kouhokuyoutien.html>

①必ず提出が必要な書類

- (ア) 入園申込書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 現況届出書)
- (イ) 児童の保育・健康状況調査書
- (ウ) 授業料納付誓約書

②保護者等の状況によっては、提出が必要な書類

| | |
|---------------|---------------|
| (ア) ひとり親家庭の場合 | 住民票謄本 又は 戸籍謄本 |
| (イ) 生活保護世帯 | 生活保護受給証明書 |

(裏面にも記載があります)

(裏面)

(5) 江北保育園・永林寺保育園・(仮称)江北ひかり保育園・小規模保育所・町外保育園・町外認定こども園保育園への入園を希望される保護者の皆様へ

申請書はこちらをクリックしてください→<http://www.town.kouhoku.saga.jp/kouhokuhoikuen.html>

①保育の要件について

- 就労 ※
- 妊娠、出産(3歳未満児は、原則は産前1ヵ月から産後2ヵ月までの入園期間とし、3歳以上児は入園継続とします。)
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたる
- 求職活動(入園期間は原則3ヵ月までとし、1ヵ月の更新を1回まで可。)
- 就学 など

※就労、介護又は看護、就学はひと月において48時間以上であることを常態とすることが必要です。

②保育園への入園申込にあたってあらかじめご留意いただきたいこと

- 支給認定申請の内容によっては、保育園へ入園できる保育の要件に該当しない場合があります。
- 利用希望者が多いことにより、希望する保育園へ入園できない場合があります。
- 支給認定申請の結果によっては、保育の実施期間の希望にそえない場合があります。
- 0歳～2歳児の新規申請にあたっては、第3希望まで入園希望施設名を必ずご記入ください。

③必ず提出が必要な書類

- (ア) 入園申込書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 現況届出書)
- (イ) 児童の保育・健康状況調査書
- (ウ) 家庭状況届出書
- (エ) 保育料納付誓約書

④保護者等の状況によっては、提出が必要な書類

| | |
|---|--|
| (ア) 就労の場合 | |
| 勤務の場合 | 勤務証明書(職場の方記入欄の本人記入は無効。日付・記入担当者印・代表者印のないものも無効。) |
| 自営の場合 | 自営申立書 又は 営業許可証等の写し |
| (イ) 妊娠又は出産の場合 | 母子手帳の写し(出産(予定)日がわかる部分) |
| (ウ) 育児休業の場合 | 勤務証明書(職場の方記入欄の本人記入は無効。日付・記入担当者印・代表者印のないものも無効。) |
| (エ) 保護者が疾病又は負傷の場合 | 診断書(必ずこども教育課指定の診断書を使用。) |
| (オ) 保護者又は子どもが障害を有する場合 | 診断書(必ずこども教育課指定の診断書を使用。)及び障害者手帳等の写し |
| (カ) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合 | 看護・介護申立書 及び 看護・介護される方の診断書 又は 介護保険証の写し 又は 看護等の状況が分かるものの写し |
| (キ) 災害復旧にあたる場合 | 地区の消防署長の確認 |
| (ク) 求職活動を継続的に行っている場合 | 保育所入所に関する申立書(求職を理由に申込みをされる方)及び ハローワークカードの写し |
| (ケ) 学生又は職業訓練を受けている場合 | 大学その他の学校又は職業訓練学校等の在籍証明書 若しくは学生証の写し |
| (コ) ひとり親家庭の場合 | 住民票謄本 又は 戸籍謄本 |
| (サ) 生活保護世帯 | 生活保護受給証明書 |

⑤保育料について

- 保育料については、保護者の市町村住民税課税額の合算から算定されます。
- 町外の公立保育園・認定こども園保育園・小規模保育所の保育料は、各園で徴収されます。
- 保育園の保育料が滞納の場合は、地方税滞納処分の例により処分される場合があります。

3 町外幼稚園・町外認定こども園幼稚園の支給認定申請について

申請書はこちらをクリックしてください→<http://www.town.kouhoku.saga.jp/tyougaiyoutien%20.html>

幼稚園・認定こども園幼稚園の平成31年度入園申し込みは、各入園希望施設への直接申し込みとなりますが、支給認定申請という手続きを行う必要があります。

現在、町外の幼稚園及び町外の認定こども園幼稚園に在園されている本町在住のお子さんにおいては、在園されている各園から現況届出書の配布をしていただく予定です。

支給認定証は、有効期間内であっても次年度の入園申し込みの際には、現況届出書の提出が必要となります。

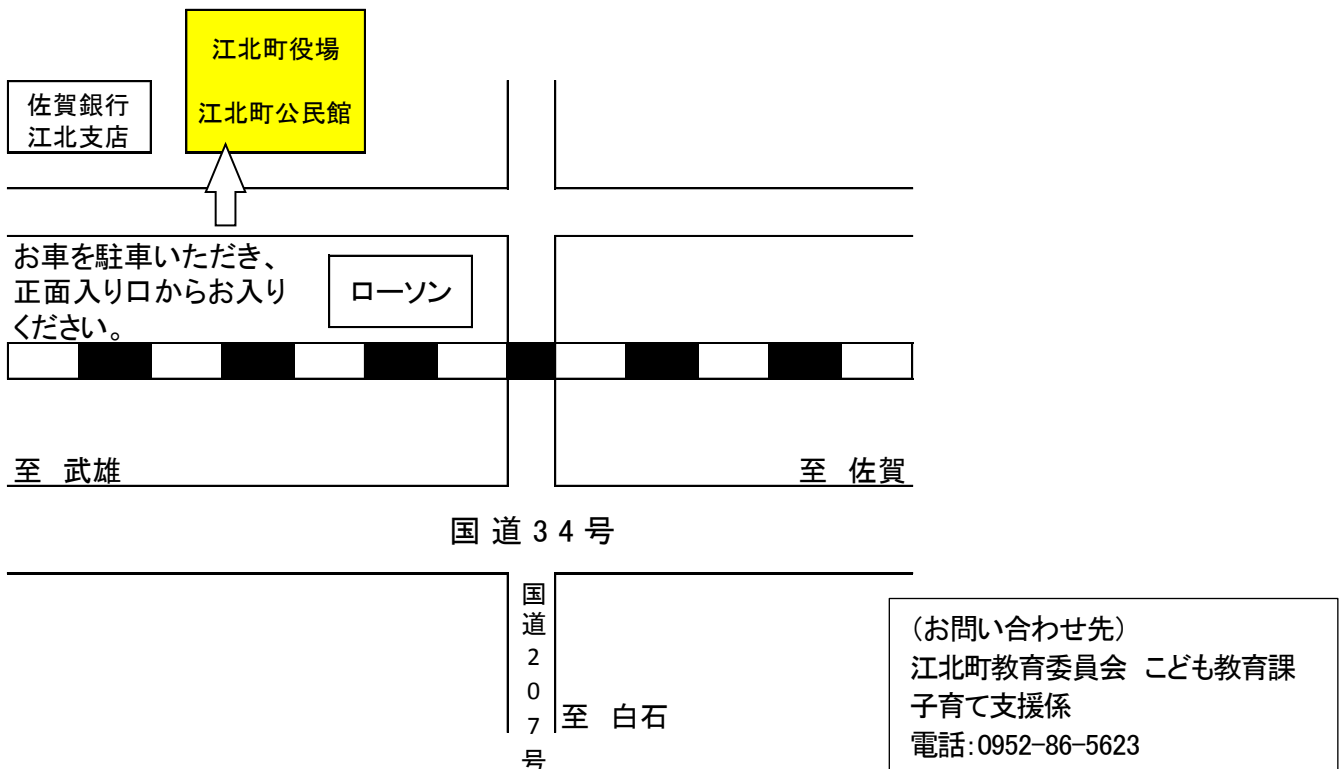
なお、新たに町外の幼稚園及び町外の認定こども園幼稚園へ就園される予定のお子さんの保護者の方は、江北町こども教育課にて支給認定申請書をお受け取りください。

支給認定申請書の提出期間は、平成30年11月5日(月)から平成30年11月16日(金)となっています(土・日・祝日除く)。支給認定申請書は各利用希望施設へ提出いただくか、または江北町教育委員会こども教育課に提出してください。

留意事項

- 認定申請にあたっては、必要な市町村民税の情報(同一世帯の者も含む)や世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づいて決定した利用者負担額(授業料又は保育料)について、各入園希望施設に対して提示することに同意していただく必要があります。

申請書配布・提出場所の周辺図



(表面にも記載があります)